

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 貸倒損失

東日本大震災やタイの大洪水等で子会社等や取引先が被害を受け、債権の回収が困難になっているケースが散見されます。こうした場合には、子会社支援損や、災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除、または貸倒損失の規定の適用可能性があります。

税務上の債権整理関係規定

項目	内容	
子会社等を整理する場合の損失負担等（法基通 9-4-1）	子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等をした場合	
子会社等を再建する場合の無利息貸付け等（法基達 9-4-2）	業績不振の子会社等の倒産防止のためやむなく行われる債権放棄等	
災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等（法基通 9-4-6 の 2）	災害を受けた取引先に対しその復旧を支援することを目的として、取引先が通常の営業活動を再開する前までに債権の免除をした場合	
金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ（法基通 9-6-1）	貸倒 法律 上の	・更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定により切り捨てられることとなった部分の金額
		・特別清算に係る協定の認可の決定により切り捨てられることとなった部分の金額
		・債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの等
		・債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額（注1）
回収不能の金銭債権の貸倒れ（法基通 9-6-2）	債務者の資産状況、支払能力等からみてその 全額 が回収できないことが明らかになった場合（注2）	
一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ（法基通 9-6-3）	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者との取引を停止したとき以後1年以上経過した場合 ・法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき 	

（注1）相当期間とは、個別具体的事実に基づいて判断することとなりますが、最短でも「2年以上」と解されます。債務免除通知は、期末日までに債務者側に到達している必要がありますので、内容証明郵便等送達の実事と日付を確認する必要があります。

（注2）債務者が事実上倒産の状態にあるだけでなく、残余財産等による支払能力もなく債権「全額」が回収できないというような場合に適用されます。

法律上の貸倒以外の回収不能債権の立証については、納税者が行わなければなりません。

債権処理を適切なタイミングで行うには、回収努力過程を書面に残すよう関係部署に周知する、稟議書を作成保存するなど、普段から債権管理の仕組みを確立しておくことが必要です。

お見逃しなく！

100%子会社に対する債権の放棄の場合は、寄附金認定されても、グループ法人税制上、支出法人：損金不算入、受領法人：益金不算入になります。（同族関係個人が株主となっている法人間ではこの規定の適用はありません。）